

舞鶴市が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成 10 年 12 月 28 日
規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、舞鶴市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 10 年条例第 26 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する縦覧の期間のうち、舞鶴市の休日を定める条例(平成 3 年条例第 1 号)第 1 条第 1 項各号に規定する日は、休日とする。
2 縦覧の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(縦覧者の遵守事項)

第 3 条 条例第 4 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下この条において「縦覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
(4) 職員の指示があった場合には、それに従うこと。
2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 4 条 条例第 5 条第 3 項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。
(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
(2) 施設の名称
(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。